

第3章

計画の基本的な考え方



第1節 基本理念

本計画では、第1期計画で掲げた基本理念「子ども力でつながる未来」を継承します。

～子ども^{ちから}力でつながる未来～

子どもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人に支えられながら、夢と希望を持って成長し、やがて社会を支える側、すなわち未来の力となります。

子どもが本来持っている力を最大限に発揮するため、本市では、全ての子どもの最善の利益を尊重し、「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、子どもが夢と希望を持って自分らしく成長できるまち」を地域全体で目指していきます。

参考

◆児童福祉法の理念について

平成28年の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約に基づき、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念規定を改め、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確化されました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、現代の子どもや若者を取り巻く社会状況に目を向けると、児童虐待や貧困の世代間連鎖、いじめ、不登校など、厳しい現状があります。将来のこのまちを担う大切な子どもが、一人の人間として成長・自立していくために、本市では、この児童福祉法の理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。



第2節 基本目標

基本理念を具体化し、本市が施策や事業を展開していくうえで目指す方向を示すものとして、3つの基本目標を掲げます。

I 子どもの力

**子どもの権利が尊重され、
心豊かに育つことができる**

子どもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえない存在であり、成長して社会を支える側、すなわち「未来の力」となります。子どもの最善の利益が尊重され、子どもが本来持っている力を最大限に発揮しながら自立した大人へと成長できるよう、子どもが主役となるまち「まつど」を目指します。



II 家庭の力

**家庭の子育て力が向上し、
安心して子育てができる**

子どもが健やかに育つためには、家族の愛情と安心して過ごせる家庭環境が大切です。家族が協力して子育てに向き合い、必要な支援や協力を受けながら、全ての子育て家庭が、子育てを通じて楽しみや喜びを実感できるまち「まつど」を目指します。



III 地域の力

**地域の特色と活力を活かし、
子どもと家庭を支える**

子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らしていくためには、身近な地域で見守られ、支えられる環境が必要です。地域住民一人ひとりが子ども・子育て支援に関心を持ち、社会全体で子どもの育ちを支えていくことで、子どもを通じて地域がつながるまち「まつど」を目指します。



第3節 施策の体系

本市では、基本理念と3つの基本目標に基づき、12の「基本施策」と34の「施策」を展開します。
また本市の子どもを取り巻く状況や課題から整理した3つの視点である「子ども主体の実現」「予防的支援の推進」「多様な主体の参加と連携」を踏まえて、本計画において重点的に取り組むべき17の施策を、「重点施策」に位置付けています。

3つの基本目標

I 子どもの力
子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる



II 家庭の力
家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる



III 地域の力
地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える



基本理念
ちから
子ども力でつながる未来



12の基本施策

- 1 乳幼児期から心豊かに成長できる
- 2 青少年の健やかな成長と自立を支援する
- 3 さまざまな課題や困難を抱える子ども・若者を支援する
- 4 全ての子どもの権利が尊重される
- 5 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる
- 6 子育ての充実感を持つことができる
- 7 家庭の孤立や不安を解消する
- 8 社会的支援が必要な家庭を支援する
- 9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる
- 10 子どもが地域でいきいきと成長できる
- 11 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する
- 12 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する

34の施策(うち17の重点施策)

※塗りつぶしが重点施策

- 施策 1-1 乳幼児期から多様な体験ができる環境を提供する
- 施策 1-2 乳幼児期の教育・保育環境を充実させる
- 施策 1-3 幼稚園・保育所(園)・小学校との連携を推進する
- 施策 2-1 新・放課後子ども総合プランを推進する
- 施策 2-2 地域における子どもの居場所づくりを推進する
- 施策 2-3 青少年に多様な体験や交流、学びの機会を提供する
- 施策 3-1 子どもの不安や悩みを解消する
- 施策 3-2 障害や発達不安を抱える子どもの自立を支援する
- 施策 4-1 子どもが参画できる機会を充実させる
- 施策 4-2 児童虐待の予防・防止対策を推進する
- 施策 4-3 子どもの未来応援(子どもの貧困対策)を推進する
- 施策 4-4 外国籍の子どもへの支援を充実させる
- 施策 5-1 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させる
- 施策 5-2 親子の健康づくりを推進する
- 施策 5-3 妊娠、出産から子育て期までの医療体制を充実させる
- 施策 6-1 子どもの育ちについて学ぶ機会を提供する
- 施策 6-2 親子のコミュニケーションを育む機会を提供する
- 施策 6-3 出産や子育てに関する情報発信を充実させる
- 施策 6-4 家族が協力して育児ができるよう支援する
- 施策 7-1 妊娠・出産・育児に関する相談体制を充実させる
- 施策 7-2 多様な保育ニーズに対応できる地域の子育て支援を充実させる
- 施策 7-3 就労支援を推進する
- 施策 8-1 生活基盤の安定のために経済的な支援を推進する
- 施策 8-2 ひとり親家庭への支援を推進する
- 施策 8-3 外国籍の家庭への支援を推進する
- 施策 8-4 障害や発達不安を抱える子どもの家庭を支援する
- 施策 9-1 安全対策や防災対策を強化する
- 施策 9-2 親子が安心して外出できる環境を整備する
- 施策 10-1 子どもが地域で交流できる機会を増やす
- 施策 10-2 青少年が社会に関わる機会を増やす
- 施策 11-1 地域で子育て支援に関わる個人・団体との連携を強化する
- 施策 11-2 地域の人が子どもと関わる機会を増やす
- 施策 12-1 企業や学校等との連携を推進する
- 施策 12-2 子どもや子育て家庭に関心を持つ人を増やす



